

○厚生労働省令第八十七号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十三条第三号及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条に規定する歯科技工士が行う事業</p>	<p>第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(新設)</p>

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改訂部分)

改 訂 後			改 訂 前		
別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表			別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表		
事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特 11	労災保険法施行規則 第46条の17第11号の事業	1000分の3	(新設)	(新設)	(新設)
特 12	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	特 11	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3
特 13	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3	特 12	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3
特 14	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15	特 13	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15
特 15	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の6	特 14	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の6
特 16	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17	特 15	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 17	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3	特 16	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3

特 18	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 3 号への作業	1000 分の 18
特 19	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 2 号ロの作業	1000 分の 3
特 20	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 1 号イの作業	1000 分の 9
特 21	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 4 号の作業	1000 分の 3
特 22	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 5 号の作業	1000 分の 5
特 23	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 6 号の作業	1000 分の 3
特 24	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 7 号の作業	1000 分の 3
特 25	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 8 号の作業	1000 分の 3

特 17	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 3 号への作業	1000 分の 18
特 18	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 2 号ロの作業	1000 分の 3
特 19	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 1 号イの作業	1000 分の 9
特 20	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 4 号の作業	1000 分の 3
特 21	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 5 号の作業	1000 分の 5
特 22	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 6 号の作業	1000 分の 3
特 23	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 7 号の作業	1000 分の 3
特 24	労災保険法施行規則 第 46 条の 18 第 8 号の作業	1000 分の 3

附 則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。